

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
10	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第7条第1項	営業許可の取消し又は停止	生活衛生課

1 法第7条第1項に基づき、営業者に命じる営業停止の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

- (1) 法第2条第4項の規定により附した条件に違反したとき。
- (2) 法第3条第1項及び盛岡市公衆浴場法施行条例第4条による措置基準に違反したとき。

2 営業停止の処分期間は、次のとおりとする。

改善するために要する相当期間。

3 法第7条第1項に基づき、営業者に命じる営業許可取り消しの処分に係る審査基準は次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合であって、前記1の処分により改善が見込まれず、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

- (1) 法第2条第4項の規定により附した条件に違反したとき。
- (2) 法第3条第1項及び盛岡市公衆浴場法施行条例第4条による措置基準に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。